平成 2 6 年度 財政援助団体等監査(1)監査結果措置状況 一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社

監査結果の概要	措置内容	措置状況	
(3) 指摘事項 会計に関する事務 ア 決裁区分に応じた適正な決裁を得る べきもの 公社の職務権限規程に応じた決裁が なされていない事例があった。 決裁区分に応じた適正な処理を行う べきである。	ご指摘を踏まえて,全職員に対して職務権限規程に応じた適正な事務処理を行うよう,平成26年10月30日付で周知した。 その後の履行状況については自主監査を活用し,適正な事務処理が行われるよう徹底している。	措置済	
イ 現金による収納金の確実な照合とすみやかな納入を行うべきもの 公社の収納支出事務取扱要領によると,現金収納をした収納金は,当日中に複数職員で領収証書と現金の照合を確実に行い,所定の納付書により専用預金口座へ所管課長名ですみやかに納入することとされている。しかし,平成26年7月16日に現金で収納した南多聞台駐車場の保証金等46,286円については,収納現金の照合が行われておらず,また,収納から12日後に現金回収の委託業者へ引き渡していた。 複数職員での現金の照合を確実に行い,すみやかに納入するべきである。	当事業を担当する経営管理室では、普段から現金回収の委託業者に対し、速やかに収納現金の引き渡しを行っている。しかし、ご指摘の事例に関しては処理が漏れていたため、業者への引き渡しが遅れたものである。 ご指摘を踏まえて、平成26年10月7日以降、係長と担当者で、より厳重に現金照合を行っている。 その後の履行状況については自主監査を活用し、引き渡しが遅れないよう徹底している。	措置済	
決裁処理に関する事務 ア 公文書管理規程に基づく事務処理を 行うべきもの 公社の公文書管理規程では,決裁を 起案する際には起案年月日等必要事項 を記載し,完結公文書は決裁年月日等 必要事項の記載を確認し,整理することとされているが,起案年月日,決裁 年月日が記載されていない事例が多数 あった。 適正な事務処理を行うべきである。	ご指摘を踏まえて,起案年月日,決裁年月日の記入等を含め,今後公文書管理規程等に基づいた適正な事務処理に努めるよう,平成26年10月29日付で全職員に周知した。 その後の履行状況については自主監査を活用し,適正な事務処理が行われるよう徹底している。	措置済	

		1
監査結果の概要	措置内容	措置状況
財産管理に関する事務 ア 小口現金・釣銭用現金の残高確認を適正に行うべきもの 公社では小口現金・釣銭用現金を保有している所属があるが,公社の現金等取扱要領では所属長は,少なくとも月1回は保管現金の残高を確認し,不適切な収入・支出がないかどうかチェックすることと規定している。 所属長による月1回以上の確認が行われていなかった。要領に沿って少なくとも月1回は所属長が確認を行うべきである。	ご指摘を踏まえて,所属長による月1回の確認を行っていくよう,平成26年10月29日付で周知徹底した。 その後の履行状況については自主監査を活用し,適正な事務処理が行われるよう徹底している。	措置済
(4) 意見 補助金の会計処理について 摩耶ケーブル及び摩耶ロープウェー運 営等補助金交付要綱に基づき本市から補 助金を受けている。平成25年度には運行 経費として1億3,000万円,施設・設備 更新費用として2億円を受け入れてい る。これを受けて公社では,平成24年度 に前受けした額と平成26年度へ繰り越 した額を加減し一般正味財産増減の部の 経常収益に計上し,財務諸表に対する注 記に同額を記載している。		
ア 公益法人会計基準実務指針(その2)によれば,補助金で取得したとの資産は,使途が制約されたものと区分さる。ようで表別である。とのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	補助金の会計処理につき会計監査人および監事とも協議し,26年度以降はご指摘のとおりの会計処理を行っていくこととした。	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
入額全額を計上し,毎年度の固定資産 の減価償却にあわせて,減価償却費の うち補助金に見合う額を指定正味財産 から一般正味財産へ振り替え,一般正 味財産増減の部で収益計上するべきで ある。		
イ 未償却や次年度繰越分については, 財務諸表に対する注記の「補助金の残 高」及び「貸借対照表の記載区分」に 注記するべきである。	補助金の会計処理につき会計監査人および監事とも協議し,26年度以降はご指摘のとおりの会計処理を行っていくこととした。	措置済